

医療法が定める掲示事項

1. 管理者の氏名

小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター所長

2. 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

・・・各診療科の窓口等に掲示

3. 診療日、診療時間及び休診日

診療日・・・月曜日から土曜日

(ただし、休診日を除く)

診療時間・・・9時から17時15分(予約制)

休 診 日・・・土曜日(第2土曜日を除く)

日曜日、祝日年末年始

令和8年4月1日

心身障害児総合医療療育センター

所長 小崎 慶介